

2

慰謝料の相場と実例



村方善幸

早稲田リーガル・モンズ
法律事務所

「安い」のが日本の現状 被害者が驚いてしまう

この連載の第1回目は、弁護士との付き合い方ということで、弁護士の選び方や依頼する際の考え方などについて紹介いたしました。第2回は、身近なトラブルに関する取り上げたいと思います。具体的には慰謝料についてです。

誰でも1度は、他人の行動に対して怒ったり、迷惑に感じたりしたことがあると思います。その際、思わず「こんなことされたのだから、慰謝料をもらいたい」と口にしたことがあるのではないのでしょうか。

やる！」などと表現しているのをよく目にしますし、日常生活においては、友人とも冗談で「そんなことしたら慰謝料払ってもらうからね」などと言ったりします。

このように一般的に使われるようになった「慰謝料」という言葉ですが、私が法律相談などで、慰謝料の性質や相場感について説明をすると、非常に驚かれる方が多く、その中身についてはよく知ら

れていません。特に慰謝料の相場については、アメリカなどの派手なニュースが目につきやすいからか、実際の裁判例を示しても納得をされない方も多くいらっしゃいます。

そのため、本稿では、慰謝料というものが法的にどういうものかを簡単に説明した上で、実際の裁判において、どれくらいの金額が慰謝料として認められているのか、

ということについて紹介したいと思います。

慰謝料って何？

実際の被害とは別感情に対する賠償

そもそも、慰謝料とは何でしょうか。他人から迷惑をかけられたことについてお金を払ってもらうこと、そういった漠然としたイメージをお持ちの方が多く、

「払ってもらおうからね！」

言葉は使われるが 案外知らない中身

この「慰謝料」という言葉ですが、テレビでも日常生活でも、よく耳にするようになりました。テレビ番組などでは、出演者が、怒っていることを表すときに、「慰謝料払ってもらおうからね。訴えて

す。慰謝料を迷惑料だと理解している方もいます。それらの理解は決して間違いではありません。

ただ、より正確にいうと、慰謝料とは他人の行為によって受けた精神的な損害に対する賠償のことです。従って、実際にかかった費用などを含む意味の迷惑料とは少し異なります。迷惑料は慰謝料よりも、より広い意味で使われていることが多いです。

交通事故を例に考えてみます。交通事故で足を骨折した場合、治療費、医療機関への交通費や壊れた車など様々な実損が生じます。当然、それら実損は加害者が支払うべきものです。しかしながら、それら損害（実損）と慰謝料とは別のものです。

プロフィール ● 村方善幸

佐賀県佐賀市出身。銀行勤務後、早稲田大学法科大学院を修了し、弁護士登録。早稲田リーガルcommons法律事務所パートナー。重点取扱い分野は中堅中小企業の経営相談を含む法務業務（労働、事業承継、債権回収、倒産処理、資金調達等）。相続、不動産紛争、再生エネルギー関連法務、交通事故等。



早稲田リーガルcommons法律事務所の受付

怪我をすることは誰でも嫌ですし、少なからず精神的にショックを受けます。その精神的な損害に対する賠償が慰謝料なのです。慰謝料とは、感情に対する賠償と言ってもよいと思います。

それでは次に具体的な慰謝料の相場についてみてみたいと思います。

離婚や浮気のケース

慰謝料と聞いて最初に思い浮かべるのが男女間のもめ事、特に離婚や浮気でしょう。実際、私どもの事務所にも、様々な相談があります。夫が浮気をして出て行ったから離婚はしないけど生活費や慰謝料をもらいたい、夫（又は妻）が浮気をしたから離婚して慰謝料を

あるわけですから、一言で離婚や浮気と言っても簡単な事件ではありません。

精神的ショックは大きいのですが

離婚は結婚同様、人生における大きな出来事ですし、結婚生活が長ければ長いほど、相手に対する信頼が強ければ強いほど、精神的なショックは大きく、時には精神的に病んでしまうこともあるほどです。

離婚や浮気は人の人生を変えてしまうほどの事件なのですから、慰謝料についてもある程度高額な請求が認められるべきなのかもしれません。

しかしながら、結論から言うとう慰謝料の相場は、高くありません。離婚や不倫があっても安い場合には数十万円ということもあります。一方当事者に全く責められるべき点がなく、高い金額が認められたとしても、300〜400万円くらいなのです。もちろん、収入、資産、結婚期間や結婚生活の状況によって多少の変動はありますが、数十万円から400万円くらいの幅から外れた事案は、あまり見た

ことがありません。

最近の具体的な例を紹介します。

ケース①

婚約前から裏切り悪質で200万円

夫が婚約前からずっと他の女性と肉体関係を有しており、入籍後もその関係が続き、結婚式後1か月でそれが判明したという事件です。夫が婚約前から裏切っていたことを知った妻は、ストレスにより不眠になったり、発疹が出たりして医者の治療が必要な状況になりました。そのような事案において、裁判所は妻に200万円の慰謝料を認めました。

妻に責められるべき点が無かつたことや、受けた精神的衝撃の大きさ、婚約前からずっと継続していた悪質性などから金額が算定されました（佐賀地方裁判所平成25年2月14日判決）。

ケース②

信仰の押し付けで多額の300万円

婚姻期間が3か月しかないにもかかわらず比較的多額の慰謝料が認められた事件もあります。夫とその両親がある宗教団体の熱心な信者であることを、夫は妻に結婚

前に告げませんでした。結婚後、夫の信仰について妻が知ったのですが、妻は、自分や子供に信仰を強要しなければ問題ないと考え、夫が、自分や子供に信仰を強要しないという約束をしました。

しかし、その約束にもかかわらず、夫の母親や夫が妻を勧誘し続けたため、離婚に至ったという事件です。この事件において、裁判所は、慰謝料として300万円を認めました。

裁判所が金額の理由として挙げたのは、そもそも信仰について事前に話していれば婚姻自体しなかったのに、それを隠していたこと、勧誘をしないと約束していたのにそれを破ったことなどです（東京地方裁判所平成26年1月17日判決）。

ケース③ 不倫相手に請求も 情状で100万円

結婚生活18年目の夫婦における事件です。夫が独身を装ってホステスと不倫関係になりました。途中からそのホステスもその夫が結婚して妻もおり、子供もいることを知りましたが、そのときには情もあつたため、不倫関係を続けて

しまいました。その結果、その不倫が原因で離婚するに至り、妻が不倫相手に慰謝料を請求したという事案です。

この事件において、裁判所が認めた慰謝料は、100万円でした。金額算定の理由としては、夫が常に主導的に不倫をしていて、不倫相手は当初、夫が結婚しているということを知らなかったことや、結婚していることが分かってからも夫が結婚は破綻していると説明していたこと、不倫相手から離婚

をするよう求めたりしていないことなどが考慮されたようです（札幌家庭裁判所平成27年5月21日判決）。

なお、慰謝料については離婚原因を作った配偶者に対して請求することもできますし、この事例のような不倫のような場合には不倫相手に対して請求することもできます。

婚約破棄の場合は

次に、婚約を破棄した場合の慰

謝料はいくらくらいなのでしょう。婚約というものは、結婚を約束する契約ですから、それを破棄した場合にも当然、慰謝料は認められます。婚約をすると、婚約した両人は、互いの親族に挨拶をしたり、友人や会社に報告をしたりして、様々な人から祝福を受けます。

ときには婚約を機に会社を辞めることもあります。

離婚より低額に

そのため、婚約破棄となった場合、祝福のムードになっていた周囲の環境が一気に変わることになります。ある意味、離婚よりも厳しい状況に陥るのであり、破棄された方の精神的なショックは極めて大きいと言えます。

しかしながら、裁判で認められる慰謝料は離婚に比べてもあまり高くなく、慰謝料の相場は数十万円というところですが、結婚という法律で保護された関係に至っていないことが原因の一つですが、例外的に婚約破棄の理由が、出自などを原因とした差別的な理由の場合には、慰謝料が高額になるようです。

ケース① 性の不一致70万円

男女が婚約をして実際に結婚式をしたのですが、入籍前に事前に認識できなかった性関係の不一致が発覚したとして、それが主な原因で別れてしまったという事件があります。裁判所は、総合考慮の上、婚約を破棄された側に70万円



の慰謝料を認めました（東京地方裁判所平成22年9月24日判決）。

ケース②

**女性は入院、休職
それでも70万円**

男女が結納を行い、結婚式の式場まで予約したのですが、性格の不一致や相手への不信感などが重なり、男から一方的に婚約を破棄した事件があります。この事件において、婚約を破棄された女性は、精神的なショックで不眠、食欲不振などが続き、鬱病にもなり投薬治療をしなければならぬ状況に陥り、女性は入院、休職までしました。

しかしながら、裁判所は男からの一方的な婚約破棄を認めたものの、慰謝料については70万円しか認めませんでした。婚約破棄についての慰謝料額が少ない典型的な事例です（東京地方裁判所平成18年12月25日判決）。

ケース③

**同和問題がからみ
例外の500万円**

婚約が成立した男女において、女性が同和地区出身であることから、婚約が破棄された事件がありました。男性の父親が激しく結婚

に反対したことが直接の原因で婚約破棄に至ったのですが、この事件において裁判所は、男性と女性の父親に対し500万円の慰謝料を支払うように命じました（大阪地方裁判所昭和58年3月28日判決）。婚約破棄においても多額の慰謝料が認められた例外的な事案です。

殴られたときは

**全治1か月以内は
50万円までが多い**

少し趣を変えて、刑事事件の慰謝料についてご紹介します。刑事事件には様々なものがありますが、ここでは傷害罪や暴行罪などについて取り上げたいと思います。誰かを殴ったりすると、その行為は傷害罪もしくは暴行罪に該当します。加害者にはときには警察に逮捕され取り調べを受けます。

加害者の弁護士は、処分を軽くするため被害者にお金を払って示談をしようとします。この、加害者が被害者と示談をする際に支払う金額（治療実費などを除く）が慰謝料ということになります。

それぞれ事件や被害者の心情によって金額は変わりますが、全

治1週間から1か月くらいの事件の場合、慰謝料額は10万円から50万円くらいが多いようです。

ただし、傷害罪でも程度は様々で、被害者に後遺症が残るなどで、重症の場合もあります。そのような重い傷害罪の場合の慰謝料額は、後述する交通事故の慰謝料を参考に決められることが多いのです。

もちろん、交通事故とは異なり保険会社が支払ってくれるわけではありませんので、加害者側がいくらなら支払えるのか、という点も重要になってきます。重度な障害を負うような事件であっても加害者側の支払い能力の問題から、十分な慰謝料を受領できている場合は決して多くありません。

最も多い「交通事故」

基準は極めて明確

弁護士が慰謝料を扱う事件として最も多いのは、交通事故ではないかと思えます。交通事故は、発件数自体非常に多く、長年にわたって裁判例も蓄積されているため、交通事故における慰謝料の基準は極めて明確です。

赤本と呼ばれる「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」（日弁連

交通事故相談センター東京支部発行）もしくは、青本と呼ばれる「交通事故損害額算定基準」（日弁連交通事故相談センター本部発行）という本に

もまとめられており、実務もそれらに基づいて運用されています。

入院と通院期間で

例えば、交通事故により怪我をした場合の慰謝料は、入院期間と通院期間により決まります。通院期間を縦軸、入院期間を横軸に配した表があり、通院期間と入院期間とが重なるところに記載された数字が慰謝料額の目安になります。赤本に記載されている表の一部を抜粋したものが図表1です。入院期間が1か月で通院期間がないときには53万円の慰謝料、入院期間が2か月で通院期間が3か月の場合には、154万円が慰謝料額の目安となります。

図表1

入院期間	1か月	2か月	3か月
通院期間	53	101	145
1か月	28	77	162
2か月	52	98	177
3か月	73	115	188

民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準から一部抜粋

後遺症には14段階で

また、後遺症が残った場合や死亡事故の場合には、**図表1**の基準とは別になります。後遺症については、その障害度合いに応じて14段階に分けられており、慰謝料額も14段階に分けられています。

両目を失明した場合は第1級と認定され、慰謝料額は3000万円が目安になりますし、耳が全く聞こえなくなった場合には第4級と認定され、慰謝料額は1889万円が目安となります。むち打ちなどについては、第14級となり(状態がひどい場合には12級になる場合もあります)慰謝料額は75万円とされています。

死亡事故の場合の遺族への慰謝料は、亡くなった方の属性にもよりますが、概ね2500〜3000万円の慰謝料が認められています。

なお、物損事故の場合には原則として慰謝料はありません。壊れたものを修理する又は再購入する金額を賠償すれば、精神的な損害は発生しないと考えられているからです。ただし、形見の物であるとか、特別の事情がある場合には慰

謝料が認められることもあります。**保険会社と交渉は低額に抑えられる**

このように交通事故における賠償額は、怪我などの状況によりある程度決まってくるものです。ただし、これらの金額は裁判において認められる慰謝料額であり、逆に言うと裁判をしなければ、この慰謝料額は認められません。

交通事故が発生して被害者になってしまった場合、加害者側に保険会社がついているのが通常です。そのため、慰謝料については保険会社と交渉することになるので、**が、実は保険会社が上記金額を提示してくることは、まずないので**。保険会社は慰謝料額について社内基準を作成しており、その保険会社の社内基準は、上記に記載した金額よりもずっと低額で、半

額くらいの場合もあるからです。**弁護士に依頼が最善**

そのため、交通事故における慰謝料額を交渉する場合には、**弁護士に依頼することをお勧めしています**。保険会社は、**弁護士が入ると、社内基準ではなく裁判基準を前提にした金額で慰謝料の提案を行いますので、金額が大幅に変わります。**

なお、交通事故の場合、慰謝料の他に治療費、休業損害、逸失利益など様々な損害が発生しますので、ここに記載した金額しか賠償されないという訳ではありません。その点については**ご注意下さい。**

名誉毀損されたら

最近、名誉毀損に関する事件が増えています。以前の名誉毀損事件は、**著名人がマスコミを相手に、**

事実無根の記事を書かれた、という事で争うケースがほとんどでした。しかし、インターネットの普及により、いつでも誰でも他人に関する悪評を広めることができるようになったため、**一般人が被害者になる事件が発生するようになったのです。**

ネットで悪口など まず50万円以下に

インターネットに個人名をあげて悪評を書かれることの精神的な負担は大変なものです。被害者は、**周囲が自分の悪口を言っているのではないかと人間不信になったり、何をしていても書かれた内容が気になって仕事や学業に全く身が入らなくなったり、外出するのが怖くなったりすることもあります。**

しかし、インターネット上でなされた**名誉棄損事件における慰謝料額は、残念ながら多額ではありません**。せいぜい数十万円単位であり、ほとんどが50万円以下です。100万円を超える金額が認められることは非常に珍しい場合です。そのため、**インターネットの書き込みから個人を特定することはできないのですが、慰謝料の請求ま**



ではせず、書き込みの削除対応を
求めるだけの方も多いようです。

学校内のいじめ

**事例が少ないが
数十万円の範囲に**

中高生の（ときには小学生の）いじめが大きな社会問題として取り上げられています。では、裁判所において、いじめの加害者が支払うべき慰謝料はいくらくらいと認定されているのでしょうか。

これについては、事例が蓄積されていくわけではないため、相場が形成されているとは言にくいのですが、いくつかの事例で認められた金額は数十万円でした。高くて100万円というところでも、いじめの被害者が受けた精神的な損害は非常に大きい上、不登校になったり、転校や退学したりするなど実際の負担も軽くないのですが、いじめ自体に対する慰謝料額は高くないのです。その100万円が認められた事案についても、教師が生徒をいじめていた事案であり、生徒同士のいじめとは質が異なります。

とはいえ、いじめの結果、自殺に至ったような悪質な場合には、



精神的な損害というよりも、生命に対する侵害と判断されることもあります。そのような事件では慰謝料も1000万円を超えるような金額になっているようです。

ストーカー行為

**怖い思いしたのに
せいぜい70万か**

ストーカー行為とは、恋愛感情などが満たされないことを理由に、つきまといをしたり、交際を要求したり、無言電話などの行為をすること、ストーカー規制法で規制されています。ストーカーかどうか悩むような事件もありますが、明らかに相手が拒絶しているにもかかわらず、つきまとい行為などをする悪質なストーカー事件の場合、被害者は平穏な生活を脅かされているのですから、当然ながら慰謝料を請求することができます。

ストーカー事件から発展して傷害事件や殺人事件なども起きているため、ストーカーの被害者は、怖い思いをしていますし、通常の

ペットだって慰謝料

**法的に「物」ですが
認められています**

ペットに怪我をさせたり、ペットを死亡させたりした際の慰謝料はいくらくらいなのでしょう。実は、ペットは、生きている動物ではあるのですが、法的には「物」に該当します。既述したとおり、物の損害については慰謝料が認められることは原則としてあります。そうすると慰謝料は認められなさそうです。

しかし、ペットは生き物であるため買い換えれば良いものではありませんから、裁判例ではほぼ慰謝料を認める判断がなされているようです。やはり、ペットは、家族の一員とも言えるべき大切な存在だったり、子供のいない夫婦にと

っては子供のような存在であったりしますので、杓子定規な解釈で運用すべき問題ではないと裁判所も考えているのでしょう。そのあたりが考慮されているのだと思います。

ただ、その賠償額については非常に低額であり、数万円の慰謝料がほとんどです。多額のものでも30万円くらいです。所有者におけるペットの存在の大きさを考えると、驚くほど低いと言ってよいと思います。

終わりに

違和感は大い

このように慰謝料額の相場を見てもききましたが、ほとんどの方がその金額の少なさに驚かれたのではないかと思えます。日本では精神的な損害が低く評価されていることは事実であり、この点については私自身、大きな違和感を持っているところです。

最近になって慰謝料の額も増加させなければならぬという認識が広まりつつあるようですが、裁判所は基本的には先例にならうため、急激な上昇は期待できないのが実情です。